

災害応急対策資材の流通在庫備蓄に関する協定書

一般社団法人富山県建設業協会（以下「甲」という。）と河上金物株式会社（以下「乙」という。）とは、災害応急対策資材の流通在庫備蓄に関して次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が国土交通省北陸地方整備局長と締結している「災害時における北陸地方整備局所管施設の災害応急対策業務に関する協定」及び富山県知事と締結している「災害時における応急対策業務に関する基本協定」に基づく協力要請に応え、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧のための応急措置（応急対策業務）の充実強化に資することを目的とする。

（流通在庫備蓄）

第2条 甲は、応急対策業務を迅速に進めるために必要な別記災害応急対策資材を乙から購入し、流通在庫備蓄として乙に保管業務を委託する。

- 2 乙は、流通在庫備蓄を通常の流通在庫に積み増して保管する。
- 3 乙は、流通在庫備蓄の保管場所を甲に報告する。
- 4 第1項の流通備蓄の種類、量、保管場所は、甲乙協議の上、定期的に見直す。

（要請）

第3条 甲は、応急対策業務を進めるために必要が生じたときは、乙に対して別記災害応急対策資材の範囲内で搬出を要請する。

（要請方法）

第4条

甲の乙に対する要請方法は、文書（別記様式1）によるものとする。ただし、緊急を要する時又は文書によることが困難な場合は、電話等の方法により要請し、事後に文書により行う。

（運搬）

第5条 災害応急対策資材の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じて、甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用弁済）

第6条 この協定に基づき、乙が流通在庫備蓄の保管に要した費用及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担する。

2 前項に規定する流通在庫備蓄の保管に要する費用は、保管料とし、乙の請求に対して甲は毎年度末に支払う。

また、運搬等の費用は、運搬終了後、乙の提出する運搬確認書に基づき、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協定の有効期限）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲乙いずれから、この協定を終了する旨の申出がない限り継続するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和6年5月23日

甲 富山市安住町3-14
一般社団法人富山県建設業協会

会長 竹内



乙 富山市新庄本町2-1-120
河上金物株式会社
代表取締役社長 河上

